

環境影響評価書案審査意見書

「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：虎ノ門・麻布台地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 曲谷 健一
所在地：東京都港区虎ノ門五丁目8番6号 アミタビル6階
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都港区虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目内

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る程度であり、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在することから、建設機械の稼働に当たっては、環境保全のための措置を徹底すること。

【景観】

麻布幼稚園及び麻布小学校の校庭等が計画地に近接しており、高層棟の建設に伴う圧迫感による影響の懸念も示されていることから、今後、圧迫感の低減を図るため、計画地敷地境界付近に植栽を施すに当たっては、幼稚園及び小学校の意見を反映するよう努めること。